

裁判員経験者意見交換会議事録

司会者： 大阪地方裁判所第2刑事部で裁判長を務めております西川と申します。どうぞよろしく願いいたします。本日の司会進行を担当させていただきます。

本日、御参加いただいております裁判員経験者5名の皆様ですけれども、いずれも法廷での審理だけで4日以上裁判所にお越しいただいております。御負担が大きかったのではないかなと思っております。それにもかかわらず、今日、お忙しい中、意見交換会にまで御出席していただいて、心より感謝しております。本日は、皆様より、そのような御負担のかかる裁判を担当していただいたことについての率直な御感想、あるいは、御意見をいただくとともに、有意義な意見交換をするということを中心に、これからの裁判員制度の運用の工夫や改善に役立てたいと考えております。どうぞ皆様、忌憚のない御意見を頂戴できるように、よろしく願いいたします。

なお、本日は、私以外にも裁判所、検察庁、弁護士会から、それぞれ参加していただいております。それぞれ簡単に自己紹介していただいてよろしいでしょうか。

荒井裁判官： 大阪地方裁判所第2刑事部の裁判官を務めております荒井智也と申します。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

丹原検察官： 大阪地検の公判部から参りました検事の丹原です。

私自身のことになりますと、検事になって私自身は14年ぐらいたったところです。裁判員裁判が始まりまして、公判部で、そういう事件を担当するんですけれども、公判部などで裁判員裁判を担当した経験はトータルで4年から5年ぐらいで、今も公判部というところで約1年ぐらい裁判員裁判の事件等も担当させていただきます。

本日は、主にスケジュール感であるとか、そういったところについて、皆様からお話をお伺いするということになっております。スケジュールに関して

は、基本的に裁判所のほうで、ある程度主導的にスケジュール設定等はするという形になっているんですけども、その中で、検察官としても、やっぱりスケジュールについて、今後の裁判員裁判のところで裁判所と一緒にどういうふうに組み立てていくのかというところは、意見を求められることもありますので、今回の意見についても、また持ち帰るなどをして、今後の事件に生かしたいと思いますので、皆さんの本当に忌憚のない意見をよろしくお願いします。

安田弁護士： 大阪弁護士会の刑事弁護委員会に所属しております弁護士の安田と申します。

裁判員裁判を担当しても、なかなか裁判員の方から御意見を伺う機会というのはありませんので、批判的な意見も恐らくお持ちの方もおられるとは思いますが、そういう御意見もいただいて、会に持ち帰って、改善につなげていきたいと思っています。よろしくお願いします。

司会者： ありがとうございます。

それでは、ここから意見交換のほうに入らせていただきたいと思います。

本日の進行ですが、事前に裁判員経験者の皆様に送付させていただいているお聞かせいただきたい事項を、順番にお伺いしたいと思っています。まず、本日5名の方々に出席していただいているのですが、それぞれの方々から、参加されての全体的な印象であるとか、あるいは、御感想を伺いたいと思います。3番の方から御意見、御感想を御披露していただいでよろしいでしょうか。

裁判員経験者3： 感想は、すごくよかったですと思いました。自分の意見とかも言いやすかったし、裁判官の方が上手に回してくださったので、やりやすかったです。休憩なんかも上手に取っていただいて、負担なくやることができたので、今回も来ようかなという気になりました。

司会者： 申し遅れましたが、3番の方には、覚せい剤の密輸事件を担当していただいたということでしょうかね。

裁判員経験者3： そうですね。

司会者： 被告人が、持ち込んだスーツケースの中に覚せい剤なんかが入ってる

かもしれないと思っていたかどうかといった点が争いになってたと伺っております。判決の中では、検察官が主張するとおりに有罪とされて、懲役9年と罰金350万円という判決が言い渡されたと伺っております。裁判所にお越しいただいたのが、審理と評議で全部で6日間と伺っておりますが、間違いないでしょうかね。

裁判員経験者3： そうですね。間違いないです。

司会者： そういった点を踏まえての御意見とか御感想も、先ほどおっしゃっていただいたとおりでということによろしいでしょうかね。

裁判員経験者3： はい。

司会者： ありがとうございます。

では、2番の方には、ベトナム人の被告人が、かつての交際相手を殺害したという殺人事件を担当していただきました。殺意がいつ発生したかといった点が争いになってたかと思っています。判決の中では、検察官の主張した事実関係が認められて、懲役15年という判決が言い渡されています。この事件では、審理と評議で合わせて5日間裁判所にお越しいただいております。どういう御縁があったのか、実際に事件を担当したのが私と荒井裁判官ということで、今日、またこの場で御一緒させていただいておりますけれども、どうぞ御遠慮なく辛口のお話でも結構ですので、していただければと思います。

裁判員経験者2： 最初選任されるまでに、こういう事件ですっていうのを聞いたときに、殺人事件っていうのを聞いて、うわ、何かえぐい写真とか見せられたら、後々もうずっと尾を引くから、一瞬嫌だなと思って、その後、抽選で当たってしまったって、いざ始まったら、そういう写真はなくてイラストだったので、それはよかったなと思いました。そして、裁判が始まって、どうしても海外の方ですから、何かもう話が出来上がったのかなっていうか、もう出来レースっていうか、もう答えありきで、質問をされても、うーん、こう言えって言われてたのかなっていう感じで、ちょっと納得いかなかったんですけども。それから、殺人事件なのに、被告人の方がすごいかわいらしい方だったの

で、ああ、何かこういうときも人って見た目が大きいねんって、正直感じました。結局、痴情のもつれというか、彼が一方的に非のない彼女を殺してしまうっていうひどい事件だったんですけれども、結局、結果が出て、それで私が感じたのは、被告人は、刑務所の中でどのような生活を送られて、その後、どうなっていくのかとか、刑務所の中でのプログラムとかそういうのは全然分からないので、懲役何年とかってなっても、刑務所を出てからどうなっていくのかとか、何かそういうプログラムのことも、後で教えていただけたらいいなって思いました。

司会者： ありがとうございます。被告人が外国人の方で、通訳を要するような事件だったということで、ちょっと分かりづらいところがあった。審理として腑に落ちないようなところがあったということとか、あとは、刑務所に入った後どうなるんだろうというところが分からないまま終わっちゃったと、そういう御感想ですかね。どうもありがとうございます。

では、続けて1番の方、よろしいでしょうか。

1番の方に御担当をいただいた事件は、タクシーの運転手さんに対する強盗致傷の事件でした。暴行や脅迫の態様であるとか、あと現金を奪ったのかとか、強盗致傷罪という犯罪が成立するのかとか、いろんな点が争いになっていたというふうに伺っております。判決の中では、一部被告人の言い分が認められたんですが、結局、強盗致傷罪が成立するという結論になって、懲役5年という判決が言い渡されています。審理と評議合わせて5日間お越しいただいたというふうに伺っておりますが、御意見、御感想等をお聞きしてよろしいでしょうか。

裁判員経験者1： 事件の内容としては、私自身は、殺人とかじゃなかったの、気楽な感じで裁判員をさせていただきました。あと思ったのは、私たちが思ってるほど警察もタクシーの売上金を余りきれいに数えたりはせずに、大ざっぱなんだなって。まあ端から端まで確かめるっていうのは大変でしょうけど、案外大ざっぱな感じをしてらっしゃるのかなっていう感じはしました。

私自身、この裁判員裁判に参加して、今まで裁判や刑のことについて、ああ、こういう事件があったんだなぐらいの気持ちだったのが、事件のニュースにすごく関心を持つようになりました。で、参加してみて、裁判長さんはじめ、皆さんとっても親切で、常に話しやすくて、また、私がとんちんかんな話を持っていっても耳を傾けてくださって、とってもやりやすい裁判員裁判でした。本当にかげがえのない日々を過ごさせていただきました。ありがとうございます。

司会者： ありがとうございます。非常に参加してよかったという、そういう御意見ですかね。

裁判員経験者 1： はい。そうです。

司会者： ありがとうございます。

それでは続けて、4番の方には、交差点の赤信号を殊更無視して、車を横断歩道を進行していた自転車にぶつけて起こした危険運転致死事件を担当していただいたと伺っております。赤信号を殊更無視したかどうかという点が争いになっていて、判決では、検察官の主張どおりに有罪となって、懲役5年の判決が言い渡されたと伺っております。この事件では、審理や評議に全部で合わせて6日間、裁判所にお越しいただいたと伺っておりますが、間違いはないでしょうかね。

裁判員経験者 4： はい。そうです。

司会者： 御感想、御意見を伺ってよろしいでしょうか。

裁判員経験者 4： そうですね。自動車に関する事件だったので、自分も仕事で運転したりとかしたりするので、やっぱり自分のことのように一応考えて進めていきました。ひいた人も、そこそこ高齢の人やったので、懲役5年になったから、この先、どういうふうにご過ごしていくかなってというのは、思ったりもしたんですけど、人をはねて相手は亡くなっているんで、多分被告人と同じ年ぐらいの人が亡くなっているし、自分も運転する身でもあるので、こうなっては仕方ないなっていうのは、やっぱり感想としてはあります。

あと、裁判員裁判について、こういうふうテレビでよく話を聞いたりとかしてて、正直自分には関係ないかなと思ってたんですけど、選ばれて、自分が携わるようになってからは、やっぱりテレビでの事件、いろんな事件の見方とか、考え方とか、そういうのはちょっと自分の中では変わってきたかなとは思っています。

以上です。

司会者： ありがとうございます。1番の方と同じように、裁判員をやった後、裁判のニュースなんかに関心を持って、今まで以上に関心を持って見るようになったという感じでしょうかね。

裁判員経験者4： そうです。

司会者： それでは、お待たせいたしました。5番の方には、強制わいせつ致傷事件で、被害者の方が3人ぐらいいらっしゃったと伺っておりますけれども、一部犯行態様が争われていて、判決では、ほぼ検察官の主張するとおりの事実が認められていたと思いますが、執行猶予がついた判決が言い渡されたと伺っております。この事件では、審理や評議合わせて全部で5日間、裁判所にお越しいただいております。どうぞ、御意見、御感想をいただいでよろしいでしょうか。

裁判員経験者5： はい。裁判員は興味もあったので、選ばれたことに対してはちょっとうれしかったですし、体験したこともよかったんですけども、先ほどあったみたいに強制わいせつ罪なので、5日間の間に、土、日、月ってお休みを挟んで、その間は、めちゃめちゃ怖かったなっていうのを特に覚えてます。何か自分も普通に痴漢されるんかなとか、そういう思いがありました。

やってみた感想は、やっぱりとても精神的に疲れましたし、難しい言葉とかも多かったので大変だったなっていうのと、人の人生を決めるっていうのは、もうちょっといいかなっていう感じで思いました。

司会者： 土曜日、日曜日が挟まることで、その事件のことをしっかりと考えるといえますか、自分の身に置いて考える、そういうような時間ができた。その

反面、不安なんかも起きたということですかね。

裁判員経験者 5 : そうです。はい。

司会者 : あと、まあ大変話合いなんかにお疲れになったという、そういう御感想ですかね。

裁判員経験者 5 : はい。

司会者 : ありがとうございます。

一通り皆様には御感想、御意見をいただきましたけれども、丹原検事、あるいは、安田弁護士のほうで、この時点で何か御質問等ございますか。

安田弁護士 : さっきからちょっと罪名の話がちらっと出たんですけども、今回、2番の方が殺人で、それ以外は殺人ではないということなんですけども、2番の方以外で、仮に罪名が殺人だった場合とか、実際に担当した事件と違う罪名であった場合には、裁判員にならなかつたらうっていう方っておられますかね。

司会者 : 殺人事件だったら、やるの嫌だったなっていう方は、5番の方ですか。どういったところに抵抗をお感じになりますかね。

裁判員経験者 5 : やっぱり怖いです。何か仕返しとかがありそうって、どうしても思ってしまうので、殺人だったらやめようと思いました。

司会者 : 一応、こちらからお伝えしておくとして、そういう事件であっても、裁判員の方に、事件の関係者が接触しないように、裁判所でも配慮は十分させていただいておりますし、そういうことをすると、その人自体、非常に重い罪に問われてしまうということにもなるので、安心していただいてもいいのかなと感じております。

丹原検察官 : 皆さん、おおむね裁判員を経験されて、やっぱり有意義な経験をされたというような意見が多かったと思うんですけども、4番の方なんかは、自分でお仕事をされてて、車の事件とかの関係で、それこそ本当に今、自分が担当した事件について身近な問題として捉えることができたというようなことをおっしゃられてて。あとは、5番の方なんかも、性犯罪の被害で、自分

が女性であるというようなところから、恐怖心であるとかそういったところも身近に捉えられていただいたというようなところがあったと思うんですけども。あと、まあ1番、2番、3番の方で、裁判員裁判を経験されて、有意義だったというようにお話だったんですけど、そこで何か身近な御自分の生活の中でですね。何かこういう有意義なことがあったとか、身近な生活の中で、こういうところ役に立ったとか、興味がわいたとかですね。そういう点があれば、何か教えていただけたらと思います。

裁判員経験者1： 私は、まあ一応事件のニュースで、よく裁判の求刑に対して結果論とか、それから、今までどんな事件を起こしても、まあ自分には関係ないわっていう感じですっと通ってたのが、今は、ああ、こういう事件起こすと、大体どれぐらいの刑になるのか、ちょっと興味があるようになりました。それと、事件は起こしたらいけないもんだなって、反対に自分自身に強く思っていくことができました。

司会者： ありがとうございます。

それでは、ここからは本日の大きなテーマの1つである、審理や評議のスケジュールのあり方といった点に光を当てて、意見交換をして行きたいと思えます。今回は、審理や評議の日を合わせて、5日、あるいは、6日間、裁判所にお越しいただいた方にお集まりいただいております。選任手続とあって、裁判員に選ばれる手続も合わせると、延べ1週間か、それに近い日数を裁判所にお越しいただいております。今、スケジュールを見ると、2番の方以外は、土曜日、日曜日を挟んで審理や評議に参加していただいておりますし、それ以外の方の中でも、審理の途中でお休みの日があったり、あるいは、話し合いから判決を言い渡す日の間にお休みがあったりして、選任されてからお役御免になるまでの期間が長目になった方もいらっしゃるかと思います。

まず、皆様にお話をお伺いしたいのは、そういった裁判に関わる期間が長目になったということについて、どういう御負担がおありだったのか、率直な御感想や御意見を頂戴したいと思います。

裁判員経験者 3 : 事件によって日数とか全然違うってことなんですか。

司会者 : はい。

裁判員経験者 3 : 私は、もう大体が四、五日というふうに思っていたんですけども。

司会者 : お越しいただく日数は、おっしゃるとおり事件によりけりというところがございますね。もっとたくさんお越しいただくような事件もあれば、もうちょっと早く終わるような事件もあるかと思えます。

裁判員経験者 3 : 私は、ちょうどよかったなというふうに感じました。祭日とかも重なったんで、土日もあったし、3日ぐらい空いたときもあったんかな。それでも、これぐらい空いたほうがいいのかなんていう感覚もありました。続けて来るのはちょっとしんどいなってというのは感じましたので、日数的には、これぐらいが理想やと思いました。

司会者 : 確かに3番の方の日程を見ると、土曜日、日曜日、月曜日と話合いの途中でお休みになっておるんですけども、そのほうがかえってよかったですか。

裁判員経験者 3 : 私はよかったですね。続けては、まあ2日続けてっていうのもあったんですけど、ずっと5日続けてとかっていうのはないかもしれないですけど、もしあったら、ちょっと。事件は殺人とかではないので、よかったんですけど、ちょっとしんどいかなっていうのはあったので、1日置きでもいいです。期間が長くなっても、これぐらいの日数が理想だったように感じました。

司会者 : 逆に、3日間空くことで、それまで法廷で見たり聞いたりしたことの内容とか、あるいは、話合いの内容といいますかね。そういったものが忘れてたりしないかなっていうのを僕らは心配しちゃうんですけども、その点は大丈夫でしたか。

裁判員経験者 3 : 確かにそうですね。3日空いたときは、やっぱり忘れちゃいますよね。だから、事件によったら、ちょっとまた違うのかもしれないけど、私のや

った事件に関してやったら、帰ったらすぐ切替えができたし、裁判所に来たら思い出して、また参加できたし、苦になることはなかったですね。

司会者： そういう、頭を切り替えるような日を設けてくれたほうありがたいっていう、そういう御感想ですかね。

裁判員経験者 3： そうですね。はい。

司会者： 貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。

他の方々は、どうでしょうかね。

裁判員経験者 2： 私の場合は、金曜日に選任されて、次の週の月曜日から金曜日の5日で終わったんですね。殺人事件でしたし、正直、早く終わってよかったなって思いました。これが長引くと、しんどかっただろう、間にお休みとか挟まなくてよかったと思いました。

司会者： 2番の方だけ、土日を挟まずに、ずっと最後まで通していらっしやっただけですけども、何かその間に生活をされる中で、御負担みたいなものはありませんでしたか。間に1日、間があったほうが、もうちょっといろんなことができたのにとかあると思うんですけど。

裁判員経験者 2： 私に関しては、それはなかったです。母親が高齢でデイサービスに行っているんですけども、帰りの時間とかをちょっと延ばしてもらって、その辺はもう都合つきましたし、ちょうど私の場合は助かりました。短期間で済んで。

司会者： ありがとうございます。

他の方は、どうでしょうかね。1番の方は、法廷で証拠を見たり聞いたりしてる間に、土日が挟まってますね。

裁判員経験者 1： はい。金曜日から始まって、金曜日に被告人の質問とかで、月曜日に入った途端、証人尋問とかで、全然内容が違ってたので、2日間の間に、ああ、こういう事件だったんだなっていうことを思い起こしてから、次に証人尋問に入り、それから、評議はもう続けざまに、もう休みなしにずっとありましたので、別にもう本当に苦労もなく、ちょうどよかったんじゃない

かなと思います。

司会者： ありがとうございます。1番の方のスケジュールを見ると、事件そのものについての証拠を金曜日に取り調べて、土曜日、日曜日に事件のことを少し思い出されたりして。

裁判員経験者1： 思い出して、はい。

司会者： で、月曜日、また全然違う。

裁判員経験者1： そう。全然違う、もう証人尋問だったので、はい。

司会者： だから、まあ頭が整理できたという感じですかね。

裁判員経験者1： そういうことですね。はい。

司会者： 評議は毎日行われたので、集中力も途切れず、参加できた。

裁判員経験者1： はい。集中的に話を皆さんで行いましたので、もう頭もそのまま覚えている状態で、次の日に持っていくことができましたので、ちょうどよかったんじゃないかなと思います。

司会者： ありがとうございます。非常にスケジュール的にも理想的だったという御意見ですかね。

裁判員経験者1： はい。

司会者： 他の方は、いかがでしょう。4番の方や5番の方は。

裁判員経験者4： 僕の場合、火曜から金曜の午前まで一気に審理を行い、金曜の午後から評議が始まりました。内容を覚えている間にとりあえず評議をして、その後に土日を含んだので、考えがまとめられました。僕は良いスケジュールだったと思います。

司会者： ありがとうございます。

では、5番の方は、いかがでしょうか。

裁判員経験者5： 私も2日行って、3日休んで、6日間で今回の日程が終わったんですけど、そのスケジュールは、まあよかったと思います。3番の方とほとんど同じ意見です。

司会者： 裁判所にお越しいただく全体的な日数の点では、そんなに御負担では

なかったですか。

裁判員経験者 5：　そうですね。普通に仕事もしてたので。月曜日は自分の会社行って、3日間また会社を休んでっていう形で終わったので、よかったと思います。

司会者：　なるほど。お休みの取り具合とかも、ちょうどいい感じで取れたということでしょうかね。

裁判員経験者 5：　そうですね。木、金と裁判をやって、月曜日に仕事に行けたことで仕事の整理もつきましたし、よかったです。

司会者：　ありがとうございます。

今度は実際のスケジュールの中身について、少しお話を伺っていきたくと思います。一通り皆様の今の御感想をお聞きすると、非常によかったというような御意見が多かったようにも思われるんですけども、ただ他方で、法廷で出てきた証拠の内容を思い出したりするのは大変だったというような御意見もあったかと思います。実際に御自身が担当をされたスケジュールについてですね。もっとうちでもらえば自分の意見を言いやすかったのにとか、納得できるまで考えられたのにとか、まあそういった観点から御意見を頂戴できればなというふうに思うんですけども、ございますか。（特に発言なし）

じゃ、もう少し具体的なことをお伺いしますけれども、皆様が御担当された事件の中で、審理の最初のほうに冒頭陳述とあって、事件のあらましであるとか、証拠を取り調べる中で皆さんに注目してほしい点を検察官や弁護人がアピールする機会、意見を述べる機会があったと思いますけれども、そのときの検察官や弁護人の説明そのものであったり、あるいは、そのときに紙が配られたりすることもあったと思うんですが、そういったものが、その後、証拠を見たり、聞いたり、人の話を聞いたり、そういった中で、役に立ったんでしょうか。

裁判員経験者 1：　よくテレビのドラマで見ると、その場でぱっと質問してるのかなと思ったら、冒頭陳述メモにスケジュールみたいな書いてありましたよ

ね。証人や被告人に何を聞いて答えるっていう。あの書類がすごく箇条書きで分かりやすかったんですよね。それに沿って、検事さんが質問し、相手の被告人も証人も答えますので。私たちは、その箇条書きで、すごく内容も分かりやすかったの、それがなかったら、反対に全部頭で覚えていかなきゃいけないので、分かりにくかったと思うんです。これは本当にすごく助かりました。

裁判員経験者 2 : 私も1番さんと一緒に、すごく見やすく、あれがなかったら、ちょっと分かりにくかったかなっていうのと、私の裁判のときの検事さんが、すごく滑舌のいい方で、お話し上手だったので、事件の内容がすごく分かりやすかったから、よかったなと思いました。

裁判員経験者 3 : 私は、初めの検察官の冒頭陳述がすごく長かったの、途中で休憩挟んでほしかったっていうのがありました。書面がないと、絶対できないことだったのでよかったんですけど、検察側の最初のがすごく長かったのと、あと、証拠であった書類も、すごく長かったんですよ。もう何枚もあったので。その2つを照らし合わせて、頭を整理するのが、ちょっと大変だったかなっていうのがありました。

司会者 : ありがとうございます。1番の方や2番の方と真逆で、余り役に立たなかったのでしょうか。

裁判員経験者 3 : いや、役に立ったんですけど、すごく量が多くて。

司会者 : 理解するのがしんどかったと、そういう御意見ですか。

裁判員経験者 3 : そうですね。難しい言葉なんかも。

裁判員経験者 4 : 僕も、先ほど1番の方が言われたように、何も資料とかな、こういうメモとかがない感じでやってるものかなと思ってたので、検察官側と弁護士側とでこういうふうな資料を作ってもらったのは、すごく助かりました。これを見ながら、実際、こうやって法廷のほうも進んで、みんなでやっていったので、こういうふうにしていくんやなっていうのは、自分で感じて分かりやすかったとは思いますが。

司会者 : 4番の方の御担当された事件では、証人の警察官のお話なんかもたく

さんお聞きいただいたりしていたかと思いますが、冒頭陳述メモを、警察官の証人尋問を聞いたりするとき、また、参照したりとかいうようなこともあったんですか。

裁判員経験者 4： そうですね。1人ずつ違う人が日が変わって来たりとかもあったので、こういうのを見ながら進めていったので、それは分かりやすかったと思います。

司会者： ありがとうございます。

では、5番の方、よろしいでしょうか。

裁判員経験者 5： はい。私も1番の方と同じです。冒頭陳述メモがないと、今回、3件も事件があったのと、あと、けがの箇所とかがもう言葉だけだと結構難しかったので、そのメモは大変役に立ちました。助かりました。

司会者： 一通り御意見を頂戴いたしましたけれども、このあたりは、検察官や弁護人の関心の深いところかなと察しますけれども、丹原検察官のほうで御質問、あるいは、御意見等ございますか。

丹原検察官： はい。私も裁判員裁判等を担当しているんですけども、やはり冒頭陳述メモを作成する上では、真っさらな状態で裁判員の方が審理に臨むに当たって、ある程度の事案の概要であるとか、争点を分かりやすく伝えるということ、かなり心がけてやっているところです。恐らく今回経験された方々に関してのその冒頭陳述メモというのも、例えば、時系列表と言われるものであったり、人物の関係図とか、あとは、図面とかですね。そういったものを冒頭陳述メモの中に盛り込んで、冒頭陳述、事件の説明、あらましについて説明していると思うんですね。で、私が裁判員裁判を担当していて心がけているのが、この冒頭陳述メモには、例えば、時系列とか、人物関係図とか、図面を、なるべく冒頭陳述だけではなくて、今後の審理の中で活用していただきたいなというような形で作成してるところがあります。多分、全検察官そうだと思うんですけども。

例えば、1番さんの事例でいくと、短いんですけども、一応時系列みたいな

ものが書かれています。で、2番さんの事案に関しては、結構紙面を割いて時系列がまとめられてたり、あとは、何か犯行現場の間取り図とか、人物関係図みたいなものが資料として多分出されていると思うんですね。で、3番さんについても、一応まあ先ほど長かったというお話がありましたけれども、密輸の事案なので、始まりから覚せい剤が発見されるまでの時系列がある程度中心的にまとめられているのかなと。で、4番さんに関しては、これは本当にもう交通事故なので、冒頭陳述については、簡略的な例えば、その図面。交差点のやつとか。片や、その弁護人のほうの冒頭陳述だと、これは何か現場見取り図が添付されてた。

裁判員経験者4： そうです。

丹原検察官： というようなことなんですかね。要は、弁護人側の冒頭陳述だと、現場見取り図って、さらに詳細な、もう正に何か証拠引用するような形の図面が添付されていると。で、5番さんについても、一応やはり時系列というのが大部分を。これは3件あるような事案だったんですけども、3件が一通り分かるような時系列というのを、紙面の多分大半部分を割く形で載せられているというようなところだと思うんですけども、こういう時系列表、図面、間取り図、人物関係図とかっていうのを、例えば、その冒頭陳述が終わった後の実際の証拠調べ、審理の中で、どのように活用されたのか、はたまた活用しなかったのかなというところを含めて、ちょっと教えていただければと思います。

裁判員経験者4： 弁護人の冒頭陳述メモには現場見取り図が引用されていました。検察官の方は、用紙1枚ぐらいで冒頭陳述をされたんですけど、まあやっぱり弁護のために被告人の状況を事細かに書いているので、多くなったんかなとは思いますがね。でも、まあこれがあって助かりましたけどね。この見取り図とか、細かいもうメートルとかも書いてあるので、頭で。僕も運転するので、頭でこう想像しながら、法廷に臨めたかなっていうのもあります。

司会者： 他の方は、今の丹原検察官の質問に対して、何か御意見としておっし

やっただけのようなところがあれば。

裁判員経験者 5 : はい。

司会者 : では、5 番の方、どうぞ。

裁判員経験者 5 : 私のほうは、弁護人の方のお話が全部モニターだったんですよ。なので、検察官側はメモとかがあるから、それとこれを照らし合わせて、メモを自分で取れたので、それは助かりましたね。逆に、ちょっと弁護人の方が、分かりにくかった点がありました。

裁判員経験者 2 : 私るときはね。ちょっとね。弁護士さんがすごく若い被告人をかばうのに、何ていうのかな。すごく無理の多いことを繰り返してらっしゃったので、すいません。ちょっと途中で質問がちょっと分からなくなったんですけども。

司会者 : もう一度、質問をお願いします。

丹原検察官 : 例えば、よく冒頭陳述メモとかで、時系列で並べられたものがあったりしてると思うんですけど、例えば、被告人質問であったり、証人尋問の際、例えば、何か手控えみたいな形で、手元に何か参考にしながら、今この時間帯のことを言ってるんだなというような形で、証言をお聞きになられたとか、そういうような形で、何かこの冒頭陳述に書かれている時系列であるとか、あとは、人物関係図を参考にですね。何か手元に控えてたのか、活用されたとか、そういうようなことがあれば、教えていただければと思います。

司会者 : 証人の話を聞いたり、被告人の話を聞いたりするようなときに、冒頭陳述メモをもう一度見直したりとか、確認したりしながら聞くようなことがあったのかという、そういう質問です。

裁判員経験者 2 : すいません。それはもう常にガン見してました。何かこう違いがないのかとか、何か聞かれるたびに、被告人も微妙に答えが違ったりするので、どれが真実なのかなって、すごい顔色を見たりして、ちょっと疑いながら被告人と冒頭陳述メモを見ていました。

司会者 : 安田弁護士からも、何か御質問とか御意見とかありますか。

安田弁護士： 5番の方なんですけども、冒頭陳述自体をパワーポイントを使って口頭をメインに説明したっていうことですかね。

裁判員経験者5： そうですね。

安田弁護士： パワーポイントでやるやり方は、理解しにくかったですかね。

裁判員経験者5： そうですね。何か先に検察官から冒頭陳述メモをもらって、それとで話を聞いてやったと思うんですけど、パワーポイントだと、全然見てるだけっていう感じで、何かメモを取るんですけど、流してしまう感じですかね。

安田弁護士： 手元にメモなどが欲しいということですかね。

裁判員経験者5： そうなんです。はい。後からはいただいたんですけど。

安田弁護士： 分かりました。ありがとうございます。

それと、もう一点なんですけれども、この事件は大体最初に初めて法廷に行って、冒頭陳述だとか手続があって、休廷があって、その次に、書証の取調べとって、検察官が書面を朗読する場面があると思うんですけども、弁護人の立場からすると、その書証の取調べっていうところは、一旦こう一息つくみたいなどころではあるんですけども、ずっと検察官が書面を朗読し続ける時間っていうのは、理解としてはどうですかね。

裁判員経験者3： すいません。それが一番長くて、1回休憩入れたかったぐらいで。初めやから、ある程度の事件の筋は分かってても、入ってくる言葉が初めてばかりやから、ちょっとついていけるかなと思ったんですけど、まあ後でだんだん理解するようになったんですけど、そこがちょっときつかったですね。

司会者： 3番の方のスケジュールを見ると、1時間以上は、その書類の取調べをやってるようなスケジュールなんですかね。

裁判員経験者3： 1時間以上は絶対してましたね。

司会者： そのときに、取り調べた証拠の中身っていうのは、後で話し合いをするときとか、証人の話を聞いたりするときには、余りもう記憶には残ってなか

ったんですか。

裁判員経験者 3： そんなこともないですけど、難しかったですね。その証拠も、結構長かったのも、それと照らし合わせるのが難しいっていうか、はい。

司会者： 今回、御出席されている方々は、1時間ぐらい証拠の書類の取調べという時間が、それぞれスケジュールの中ではあったみたいですが、他の方々の御感想も聞いてみましょうか。

裁判員経験者 1： 私の今の頭の中で思い出す範囲では、そんなに長かったという印象は残ってないですよ。ただ、その書面を見ながらするのが精いっぱい、内容までは、まだ頭には入っていかずに、ただ必死になって目で追いかけてるっていうのが現状でした。でも、長いっていう雰囲気はなかったですね。

裁判員経験者 2： 余り長いっていう記憶がないのですが、事件によって大分違って違って来るものなんですか。証拠固めのために、何かっていうことなんですか。

司会者： 事件によって取り調べる証拠の量っていうのは、また違いはあるんだと思いますけれども、手続の流れでいうと、確かにやっぱり最初のほうに、まとまった証拠の書類を取り調べる人が多いのかなと思っています。時間はそれぞれ事件によって違うという前提で、御感想とかございますか。

裁判員経験者 2： 私は、余り何か弁護士さんとか検事さんとかの話が長かったなっていうちょっと記憶がないので、やっぱり事件によって違うのかなと、ちょっと勝手に思ってるんですけども。

司会者： 御自身の担当された事件では、そんなにこう書類の読み上げが長いとか、分かりにくいとかいうようなところはお感じにならなかったということでしょうかね。

4番の方や5番の方も、何か御意見があれば。

裁判員経験者 4： そうですね。担当されてた裁判長の方が、結構すばすばと、こう時間が来たら、ぱっともう切り上げる人やったので、ちょっと長引い

でも、ぱっと切り上げて、じゃ、休廷しますみたいな感じで、その点は僕も余り長いなどかっていうのは感じなかったですね。

司会者： 証拠の書類の取調べの中でも、まあスケジュールを見ると、休憩がなく1時間ぐらい取り調べた形になってるんですけど、まあ配慮していただけたという、そういうことでしょうかね。

裁判員経験者4： それか、うまいこと進めて、全体が進んでいったのかなとは思います。

司会者： ありがとうございます。

5番の方、よろしくお願ひします。

裁判員経験者5： 長いなどは思わなくて、何かこの予定されてるタイムテーブルどおりの時間だったから、60分だったんですけど、それはびっくりしました。

司会者： 安田弁護士、よろしいでしょうか。

安田弁護士： はい。ありがとうございます。

司会者： それでは、皆様の御担当された事件の審理の中で、証人とか被告人の話をお聞きいただくということもあったと思います。今回、皆様のスケジュールを拝見すると、証人や被告人の話をお聞きいただく際に、検察官と弁護人の質問の間に、休憩を入れたり入れなかったり、あるいは、証人や被告人という尋問相手が変わるたびに日が変わったりとか、休みが入ったりとか、あるいは、証人の尋問が終わって、休みを入れずに、引き続き他の証人の尋問を行ったりとか、いろいろおありだったようですけれども、まず、検察官の尋問と弁護人の尋問の間に区切りを入れてもらってよかったのか。あるいは、必要なかったのかとか、そういった観点からの御感想や御意見を頂戴したいと思います。

1番の方や3番の方や5番の方は、検察官と弁護人の質問の間に、必ずお休みが入るといふ、そういうスケジュールになってるんですけども、そうしてもらったほうが分かりやすいですか。

裁判員経験者 1 : はい。分かりやすかったです。

司会者 : 分かりやすかったですかね。

逆に、2番の方や4番の方ですね。2番の方は、そういったお休みなしに、検察官や弁護人の尋問が続くという、そういうスケジュールだったんですが、それはいかがでしたか。

裁判員経験者 2 : スケジュールどおり淡々と進んでいくので、楽っていうか、分かりやすかったです。

司会者 : ありがとうございます。

4番の方も同じようなスケジュールですかね。

裁判員経験者 4 : そうですね。まあこのいただいてたスケジュール、多分このスケジュールが押しに押していったら、多分印象はかなりがらっと変わったと思うんですけど、これどおりに進んでいったので、ああ、こういうものなのかみたいな感じはあったので、余り長くは感じないというか、そういうのはありました。

司会者 : あと、先ほどもお伺いしましたが、ある証人の尋問と他の証人の尋問との間に区切りを入れると、まあお休みという形であったりとか、日を改めるほうが頭が整理されて分かりやすいとか、逆に続けてくれたほうが集中して入り込めるので頭に残りやすいとか、いろいろあると思うんですけど、そういった観点から、御感想とか。こうしてくれたほうがよかったとかいうような御意見があれば、頂戴したいと思いますが、余り皆さん、御自身の担当されたもので、不自由は感じなかったということになりますか。

このあたりは、検察官や弁護士の立場で御関心があるところかなというふうに思ったんですが、丹原検事のほうで、何かございますかね。

丹原検察官 : そうですね。私が経験してるものでも、まあ・・・当事者のこちら側から尋問があつて、特に間髪入れずに、反対尋問で当事者が変わってというふうにやるときもあれば、まあいったん休憩を入れるというところもあつてですね。ただ、まあ経験的にいうと、やはり片方の尋問の時間が30分で、そ

れから反対尋問でトータルで1時間ぐらいにおさまるという中であれば、まあそのまま続けていっても、何となく皆さんの集中力であるとか、そういったものもつのかなというふうな感覚でおるところですので、やはり皆さん方、特に何かその集中力がもたなかったとか、苦にならなかったというようなところですので、トータルの時間を考えて、1時間とかそのぐらいでおさまってるっていうところで、皆さん、尋問の時間の中に休憩を入れるか入れないかっていうところで、それほど負担がなかったのかなというふうに考えてはおります。

なので、例えば、1番さん、3番さん、5番さんであれば、休憩を入れなくてもよかったかなというふうに思われるのかどうか、要は、逆のスケジュールであったらどうなのかなというところで、もし何か意見があるのであれば、教えていただければと思います。だから、2番さん、4番さんに関しては、確か通しでやってたので、まあ一呼吸入れてもいいのかなというような何か考えがあるのであれば、また、その辺も含めて教えていただければと思います。

証人1人の尋問について、例えば検察官から聞いて、弁護人が今度反対で聞くっていう間に休憩を入れるか入れないかっていうところですね。例えば、3番さんに関しては、尋問する側が変わるごとに休憩を入れられてたと思うんですけども、尋問する側が変わっても休憩を入れずにやっても私だったら大丈夫だな、というふうなお考えがあるのかどうかですね。そういった点も教えていただければと思います。

司会者： 3番の方、お願いします。

裁判員経験者3： 私は、この時間でよかったですね。休憩を入れてもらったほうがよかったです。ずっと休憩なしでやられてた方もいらっしゃるんですね。それはちょっとびっくりしました。ほんま事件によって、ばっとやってしまったほうがいいのかなというふうに思いましたし、私の事件の場合は、休憩をちょこちょこ入れていただいたほうがよかったように感じました。

丹原検察官： そういえば、3番さんなんかは、通訳人が入ってることで、時間

が大分とられてるっていうところではあるので、尋問の時間自体も、40分なり30分といった、ある程度長時間になってるところがあるので、やはり真ん中に休憩を入れてっていただいたほうがありがたかったというところなんですかね。

裁判員経験者3： ええ、はい。

司会者： 質問の区切りとか休みを設けるとか、そういった点については、安田弁護士も御関心があったかなというふうに思いますけれども。

安田弁護士： そうですね。まあなかなか集中力が持続する時間っていうのは、割とそんなに長くはないのかなっていうふうに思いますので、しっかり話を聞けるようにするには、短く区切っていったほうがいいのかなと私は個人的に思っています。あと、特に冒頭手続が始まって、書証の取調べが終わって、尋問が始まるっていう初めのほうの段階では、恐らく与えられた情報をそしゃく出来ていない状態だと思いますので、特に最初のほうに余裕を持ったスケジュールにしたほうがいいのかなというふうには感じました。

以上です。

司会者： ありがとうございます。

では、ここまでですね。10分間の休憩を入れさせていただきたいと思います。

(休憩)

司会者： それでは、また続きをやりたいと思います。皆様の参加された事件のスケジュールを拝見すると、審理の終了時刻が5時近くまでになっている方、1番の方や2番の方がそういうスケジュールだと思うんですが、そういう方がいる一方で、3時半ぐらいまでで終わっている方、5番の方なんかはそうだと思います。その両方の方、3番の方、4番の方ですとこれまた様々なんですけれども、皆様の御経験から1日の審理時間を長目にして5時近くまでやって、その代わりに審理日数を短くすることと、1日の審理時間を短目にして、審理日数を増やすということと、どちらがよいかという、そういう御質問

でございます。1番の方や2番の方は、割合1日の拘束時間が長かったという、そういうスケジュールですが、振り返ってみてどうでしたか。負担感みたいなものがあったのか、1日の時間を短くして、その代わり2番の方のように土日を挟んでその次の週も来ていただくほうがよかったのかとか、そういう観点からの御意見を頂戴できればと思います。

どうぞ、1番の方、お願いします。

裁判員経験者1： 私の場合は、ほとんどの時間が17時なんですよね。で、私たちの裁判員さんは、皆さん働いてらっしゃって、私以外は皆さん多分お仕事を持ってたんじゃないかなと思うんです。そうすると、日にちを短くして、1日の時間を長くしたほうが、お休みも取れたんじゃないかなと思うんですよ。私は、まあこうもう本当に毎日が日曜日の生活ですから、別に長くても短くても大丈夫なんですけど、他の方を考えると、この時間の区切りがちよとよかったんじゃないかなと思います。

司会者： 逆に、5時までやるということで、毎日毎日お疲れになりませんでしたか。

裁判員経験者1： 別にそこまでは感じませんでした。

司会者： ありがとうございます。

2番の方も、同じようなスケジュールですが。

裁判員経験者2： 私も何でも物事を短期で一つ一つ終わらせていきたいタイプなので、すごいこのスケジュールは私にぴったりでした。私は、月から金は裁判員裁判に参加して、5日間は拘束されてるって思ってるので、タイムスケジュールに沿って、裁判長さん、進行されていきますし、それに対して余り違和感もなかったですし、納得して裁判に参加できてよかったと思っています。

司会者： ありがとうございます。

逆に、5番の方は、割合早目に1日のスケジュールが終わるように配慮していただけていたみたいですが、逆に、もっと詰めてやってもらったほうがよかったとか、そういう御感想は何かありますか。

裁判員経験者 5 : それはないです。初めてのことであったので。全てが。3時半でよかったなっていう感じで、5時の日がちょっとつらかった。やっぱりしんどかったです。

司会者 : 3時半までというようなことを1回経験しちゃうと、5時までっていうのはそれなりに負担でしんどかったということでしょうかね。

裁判員経験者 5 : はい。

司会者 : 評議の終了時間も、大体3時半とか4時ぐらいで終わってたんですか。

裁判員経験者 5 : いや、多分それは、何か4時半とかあったと思いますけど。3時半っていうことはなかったです。

司会者 : ありがとうございます。

3番の方、4番の方は、1日の解散時刻はばらばらだったみたいですがけれども、1日の拘束時間を長目にしてもらったほうがよかったとか、いや、もっと早く終わってくれたほうが楽だったとか、そういう観点からの御感想がございましたら、お伺いしてよろしいですかね。

では、3番の方、お願いします。

裁判員経験者 3 : まあ一応スケジュール、初めから5時までっていうのを頭に入れてたので、まあ5時までだったらいいかなっていう感じやったので。で、3時過ぎとかに終わったときは、早く終わったっていう気になってうれしかったし。だから、別に時間的には5時まででもよかったですし。ただ、私はもうその5日間とか続けてっていうのはちょっと無理でした。時間は別に問題なかったです。

司会者 : ありがとうございます。3番の方のスケジュールは、先ほど冒頭でも確認させていただいたとおり、土日が入ってますし、途中で水曜日がお休みになったりとかしてたりするんですけども、まあそのほうが御自身にとっては、頭が整理できたって、そういうお話でしたよね。

裁判員経験者 3 : はい。

司会者： 4番の方はお伺いしましたか。まだですか。

裁判員経験者4： はい。僕も別に時間は5時からもっとかかると、ちょっとしんどかったのかなと思いますけど、スケジュールどおりに進んでたりとかして、このスケジュールよりたまに早く切り上がる時間帯もたまにあったので、その点は負担はなかったです。

司会者： ありがとうございます。

スケジュールのあり方について、大体お話をお伺いできたかなというふうに思っております。

それでは、ここからは話題を変えて、皆様により負担なく裁判員裁判に参加していただくためには、どうすればよかったかという、そういう観点からの御意見、御感想を伺ってみたいと思います。皆様から今回、参加されるに当たっての負担感みたいなものは今まで余り出てきてないようにも感じておるんですけども、まず、こういった手続に参加してくださいよというお知らせを受けた際に、どのようにお受けとめになったかとか、あるいは、裁判員の選任手続に参加していただくに当たって、お仕事であるとか、御家庭であるとか、そういったものとの調整をどうされたかとか、裁判員として実際に参加していただくに当たって、どういう御不安や御苦勞があったかとか、これだけの日数を来ていただくに当たって、どういう御負担があったかとか、御披露いただける方がいらっしゃれば、そういった御経験談とか御感想とか、そういったものを賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

裁判員経験者1： まず、この裁判員裁判の選任手続期日のお知らせが来たときに、娘は、やっぱり本当に民間の人から出てるんだっていうのが、まず一言言われたんですよ。それと、また、まあ私にできるかっていうのも1つ心配もありましたけど、ずっと主婦をしていますので、もう本当に外に出てないので、ちょっと皆さんのその、お仕事もしてない、ただ家でぶらぶらしている私に本当にできるかなと思ったときに、主人がよい機会を与えていただいたんだから、とんちんかなことを返事しても、1人ぐらいはそういう人がいても、的

外れなことを言う人がいたほうが裁判も進むんじゃないか、話も進むんじゃないかって言われましたので、それで、ちょっと参加することにしました。

司会者： じゃ、御不安はあったけれども、実際に参加してスタートすると、それほど御負担もなかったということですかね。

裁判員経験者 1： なかったですね。はい。

司会者： ありがとうございます。

他の方々はどうでしょうかね。そういった実際の負担感みたいなものを御披露いただければと思いますが、特段ないですか。4番の方はどうでしょう。

裁判員経験者 4： 負担は全然なかったですね。同じ職場でも、全国からまず選ばれる候補には選ばれたことがあるっていう人が1人いたんですけど、そこから、また選ばれて手続に来てくださってというのが来たときは、とうとう来たなみたいな感じはあって。まあそこはそれぐらいで、別に当たったからって、実際、ああ、嫌やなどかもなかったですし、自分自身の負担っていうのは一切なかったです。

司会者： ありがとうございます。まあお仕事や御家庭や、そういったものとの調整なんかも、そんなに苦にはならなかったということでしょうかね。

裁判員経験者 4： そうですね。

司会者： 他の方々もですか。3番の方は、日程が自分に好都合だったというお話をさっきされていましたがけれども。

裁判員経験者 3： そうですね。私は仕事を自分で選べるので、自分で融通が利くので、その日程はよかったです。

司会者： まあやっぱり最初、こういうものに選ばれましたと。裁判所にお越しくださいと言われたときは、まあ1番の方は、不安だったとおっしゃってましたけど、そういった御不安はあったんですかね。

裁判員経験者 3： いや、私はうれしかったです。まさか。でも行って、抽選やから、絶対選ばれへんやん。当たらへんやろと思ってたら、当たったから、うれしかったですよ。

司会者： ありがとうございます。もう待ってましたという感じだったんですか。

裁判員経験者 3： いや、待ってましたまではいきませんけど。

司会者： 2番の方は、どうでした。

裁判員経験者 2： 私も最初、封書が来たとき、いや、やっぱりこんな来るんやってというのが、まず第一印象で。それで、開封したら、その何月何日金曜日の何時に来れない人は理由を書きなさいみたいなのがいっぱいあって、うわ、これもう書くのが面倒くさいなと思って、まあどうせ外れるやろうし、まあ、じゃ、行こうかみたいな感じで行ったら、当たったっていう、3番さんと同じ感じなんですけども。何かちょっと当たるねんっていう感じでした。

司会者： では、5番の方にもお尋ねしましょうか。

裁判員経験者 5： 負担は全くなかったですし、会社でも、裁判員に選ばれたのは私が初めてだったので、喜んでくれました。

司会者： ありがとうございます。何か額面どおりに受け取っていいのか分かりませんが、今回、皆様、そんなに参加するに当たって、御負担でもなく、選ばれて逆にうれしかったというような方もいらっしゃいました。今回の皆様の日程では、皆様が選任されたのがいつなのかということが、必ずしも明らかじゃない方もいらっしゃるんですけれども、選ばれた日に、すぐに法廷での手続が始まるというわけではなくて、選ばれた日と、それから、法廷での手続が始まるまでの間に、日が空いておったかというふうに思います。何日ぐらい空いていたかっていうのは、それぞれだと思うんですけれども、そういった選ばれる日と、実際に手続が始まる日の間が空いていたということで、若干御負担が緩和されたり、あるいは、裁判員として参加しやすいものになっていたかどうかという点での御感想みたいなものがあればですけど、余り変わりはなかったですか。心の準備ができたとか。

1番の方は、最初御不安だったというような感想でした。

裁判員経験者 1： 不安というか、まず私にできるかなっていうのが、まず一番

だったんですよね。それと、耳がちょっと悪く聞こえにくいので、それで、もうまず最初に来た封書、11月頃に来ましたよね。あの封書が来たときも、まず電話したんですよ。耳が聞こえにくいんですけど、できますかって。そしたら、ああ、大丈夫ですから、別に何もなければ、そのまま置いといてくださいっていうのが一番最初の11月だったんですよね。それで、また次に選ばれましたときも、こう。私の場合は水曜日だったんですけど、水曜日に裁判官さんとか弁護士さんとか皆さん並んでるときに、もうこの日にちは大丈夫ですねって端からこう聞かれたときも、まず私、耳が悪いんですけど、裁判長さん、大丈夫ですかって言ったら、裁判長さんが、この声が聞こえますかって言われたんですよ。聞こえますって言って、それで終わったんです。そしたら、当たったんですよ。ですから、もう本当に耳が聞こえないから、もう皆さんに御迷惑かけるんじゃないかっていうのが一番の心配だったんです。

司会者： それも最初に選ばれたときに、裁判長のお話なんかから、払拭できたということになりますかね。

裁判員経験者1： はい。そうです。

司会者： それはすごくよかったですよね。

裁判員経験者1： はい。うれしかったです。

司会者： 他の方々は、どうでしょうかね。何日間か始まるのが遅れたということで、助かったとか。

4番の方は、まあさつき仕事を調整したというようなお話も出ましたが、その間に調整したっていう感じですか。

裁判員経験者4： そうですね。僕も、シフト制の仕事をしていて都合がつきやすかったのも、だから、別に負担というか、そんなのも特になく。で、本社のほうにも聞いたら、僕がそういうの初めてなものですから、全然いいですよとってくれたので、他の営業所との兼ね合いを話すのにも、多少空いてたのでよかったと思います。

司会者： ありがとうございます。

他の方々も、選ばれてすぐに手続が始まろうが始まるまいが、余り関係なかったっていう、そういう御感想になりますかね。

3番の方も。

裁判員経験者3： すぐじゃなくて、空いてたほうがよかった。

司会者： 空いてたほうがよかったですか。それはどういう点でよかったんですか。

裁判員経験者3： 選任手続を終えて、次の日からってことでしょうか。

司会者： はい。

裁判員経験者3： それより、やっぱり空いてたほうが。すぐ、明日からって気持ち的になれないから。決まって、やっぱり1日、2日、3日あったほうが気持ち的に楽だったかなって。

司会者： ありがとうございます。まあそういう方もたくさんいらっしゃるのかなというふうに思っていますけれども。

最後になりますけれども、裁判員としての御経験を踏まえて、裁判員裁判をもっと参加しやすい、あるいは、参加したいものとするためには、どういう工夫が考えられるかという、ざくっとした質問になりますけれども、そういった観点から、何か皆様の御提言みたいなものがあれば、経験をもとに、こういったところをもうちょっと工夫してもらえば、もっといろんな人が参加できるのになとかございましたら。

裁判員経験者3： やっぱりこういう機会とかをもっと増やすとか、あと、去年、10年たったんですね。その裁判員裁判。

司会者： はい。

裁判員経験者3： で、テレビでちょっと取り上げたりしてたのは見たんですが、そういうテレビとかネットとかでもっと情報を流すとか。何かほんまこうやって選ばれたから関わることもできたけど、関わることって、まずないですからね。このような機会を設けて、どんどん行き来しやすい、裁判所がもっと出入りしやすい場所になるようにね。難しいですけど、だから、ほんなら、ど

ういうことをやればいいんやっっていうのはあるんですけど、もっともっとそういうところを努力しはったらいいのかなっていうふうに思います。

司会者： ありがとうございます。貴重な御意見ありがとうございます。

他の方々は、いかがでしょう。2番の方は、ございますか。

裁判員経験者 2： 昔、何か戦中か戦後かな、一時期やってて、何か1回廃止になってるんですよ、裁判員裁判って。で、私も今回、8月の23日に選任の日に来たときに、あのとき三十二、三名来てて、そこから抽選で6名プラス補充の方2名で8名選ばれたんですけども、誰かが質問されて、この件に関しては、何名にまず封書を送られたんですかって質問があったら、何か百何十人に最初送付しましたとかっておっしゃってたから、うわ、何か1つの事件に関して、すごく費用がかかっているんだなっていうのを感じて、すごい事件の数ですよ。毎日ね。だから、すごく責任も重いですし、それプラス、自分も裁判員裁判に選ばれながらも、結局、過去の事例に沿わせて、落とすどころに落とすようにしないと、素人が人の人生に係ることに重大な答え出せないですから。だから、私、勝手に裁判員裁判の参加者って、8名も要るのかなとか、ちょっとそんなのは素人ながらに、いろいろ考えました。何せ莫大な費用がかかっているから、これいつまで続くんだろうとか、ちょっと考えることが、正直あります。

司会者： 貴重な御意見を頂戴しまして、ありがとうございます。

他の方々は、ございますかね。より参加しやすいものにするために、どうすればいいかという、そういう御意見、御提言みたいなのがあればということなんです。

裁判員経験者 4： 裁判員裁判の体験ツアーというのをしてはるんですか。

司会者： はい。

裁判員経験者 4： あれ、その前のやつ、僕もサポーターで参加したんです。ああいうのをもっと増やすとか、例えば、もっとこんなんしますよというのをいろんなところにオープンに言っていたほうがええかなとは思っています。

司会者： ありがとうございます。他の方々はいかがですか。

5番の方は、まだ頂戴してなかったですかね。もし、何かございましたら。

裁判員経験者5： 結局、自分が選ばれるまで、あんまり興味ない人が多いのかなと思うので、裁判員をやられた方が口コミで広げるとか、先ほどおっしゃってたツアーとかが一番いいのかなと思います。

司会者： ありがとうございます。また、そういう機会に御協力いただければというふうに思っております。

それでは、最後に守秘義務についての御感想や御意見を賜りたいと思います。事前にお送りした紙の中にも書かせていただきましたけれども、皆さんも、裁判員を経験された御感想等について、周りの方にお話しになっている方もいらっしゃるかと思います。周囲の方にどういうことをお伝えになっておられるのかとか、あるいは、その際に、守秘義務があるということで話しにくいというふうにお感じになることがあるのかとか、あるいは、何を話していいのか、あるいは、何を話しちゃいけないのか、そういう区別がつくのかとか、そういう観点からの質問でございます。どなたからでも結構ですが、また3番の方、よろしいでしょうか。お願いします。

裁判員経験者3： 私は、やったことない人からしてみたら、本当に別世界のことだと思うので、何も聞かれることもなかったし、自分から別に言いたいとも思わなかったもので、本当にこのことに関して、ほとんど話してません。それこそ、いや、裁判員に選ばれてねって、そこでもう話は終わってました。だから、守秘義務に関しても、もし何か変なことを言ったらあかんっていうのがあったんで、こっちからあえて話せへんっていうものと思ってました。

司会者： 何を話していいかっていうところで迷いがあって、自由に御自身の経験を周りの人に披露できないっていう、そういうお話ですかね。

裁判員経験者3： 何も相手は聞きたいとも思う人もいなかったし、それに別にどんどん答えることもなかったし。で、家族なんかでも、余計なことを言うのは嫌やったので、家族とか仲のよい人には、それに触れることはあんまりしな

かったですね。

司会者： 他の方々は、いかがでしょう。

では、5番の方、お願いします。

裁判員経験者5： うちの周りは、逆に何か興味を持ってる人が多かったので、結構話しましたが、その守秘義務の範疇がちょっとどこまでっていうのは難しいなって思いながら話しましたがという感じです。

裁判員経験者1： 私は主人以外は裁判員に選ばれたっていうことは最初は言っていなかったんですよ。で、裁判が終わった後に、裁判官から、もう今日からある程度はしゃべっていいよ、法廷であったことは話してもいいよっておっしゃったんですけど、何か評議のことが何かぽろっと出そうで、結局は話してないんですけど。ただ、友達に1人裁判員裁判に選ばれたんだよって話した。もう裁判が終わった後なんですけど、選ばれたんだよって話した途端に、それって守秘義務と違うんかって言われたんですね、反対に。選ばれたっていうことも言ったらいけないと思っただけで。だから、その方もそれ以上のことは聞かなかったし、こちらも、だから、どういう裁判の内容かも伝えてはいないんですけど。だから、そういう選ばれたってなったことも言ったらいけないと皆さん思われてるような感じがするんですよ。

司会者： それは、1番の方御自身がそう考えたというわけではなくて、周りの人っていうことですかね。

裁判員経験者1： はい、そうです。友達に裁判が終わったから、選ばれて、裁判員になったんですよって話した途端に、えっ、そんなこと言ったらだめでしょうって、反対に言われたんですよ。

司会者： 周りの人がそういうふうに誤解しておられるので、御自身としては、なかなか経験談とか語りたくても語りにくいっていうようなことですか。

裁判員経験者1： まあそうですよね。内容を聞かれると、困るんですけどね、反対に。それこそぽろっと出そうで。

司会者： ありがとうございます。

他の方々，2番の方や4番の方はいかがでしょう。

どうぞ。4番の方。

裁判員経験者4： そういうやっぱり守秘義務っていうのがあるのっていうのを聞いたので，やっぱり話したりとかすると，いろいろとああやこうやって言ってしまうところをぐっと自分でとめなきゃいけないっていうのが，ちょっと負担というか，言葉を選んでしゃべらなアカンなっていうのを感じました。

司会者： 周りの方には御経験のようなことは発信されてはおられるんですか。

裁判員経験者4： 職場の人とか友達とかには，はい。

司会者： あとは2番の方ですかね。

裁判員経験者2： 私も何か守秘義務って，ええっと思ったんですけど，裁判官が，解散する前に，その守秘義務について事細かに説明してくださったので。例えば，事件の経緯なんかは，もうニュースで流れていたり，インターネット上にはもう載っているし，大体裁判っていうのは，傍聴できるぐらいだから，そういう内容は話していいんですよ。ただ，その評議の中で，こういうことを誰々が言ってたとか，そういうことは外には漏らさないでくださいって適切に言ってくださったので，よかったと思って。聞かれたら，答えられるんだな，ほとんどのことはって思って，納得して帰りました。

司会者： ありがとうございます。

皆様のお話を総合すると，御自身の中で，どこまで話していいかということの区別がうまくついてなかったりとか，あるいは周りの人が過剰に反応して，話しにくくなったりとか，そういう不都合が生じてるということでしょうかね。そういった皆様の御不安な点，あるいは，御不自由を感じてる点を解消するためには，説明の内容をもうちょっと工夫してほしいとか，あるいは周りの方にも，きちんと自分が説明できるような何か物を用意してほしいとか，そういうことになるんですかね。1番の方のお話では。

裁判員経験者1： はい。そうですね。

司会者： ありがとうございます。

では、ここで、最後に皆様から、次に今後裁判員になられる方に対してのメッセージになるような裁判員を経験したことによる全般的な御意見であるとか、御感想を一言ずつ頂戴したいというふうに思ってます。どなたからでも結構ですが。

では、3番の方、お願いします。

裁判員経験者3： 裁判員になられる方へのメッセージですよ。

司会者： はい。

裁判員経験者3： 何回も申し上げてるんですけども、やれるものではないので、選ばれたら、ぜひ経験して損はないので、体が病気とかね、仕事でできない場合もあるでしょうけど、可能な方は、できるだけ参加していただくことをお勧めします。すごく分かりやすい話、説明、それから、環境もいいのでっていう感じでしょうか。

司会者： ありがとうございます。

裁判員経験者2： 私も参加させていただいて、すごいよい経験になったって思ってます。テレビのニュースなんかでも、すごく興味がわきますし、いろんな人に参加してほしいなと思います。

司会者： では、1番の方、お願いします。

裁判員経験者1： はい。私も、3番さん、2番さんと同じで、本当に選ばれたら、ぜひ参加してほしいと思います。

それと、裁判所って、まあ私たちはなじみのないところなので、何かちょっと敷居が高いというか、本当に最初入るときは、もう本当ドキドキしました。でも、入ってみると、年齢や職業とか、皆さん違いましたけど、本当に真剣に話し合っ、本当に裁判官さんも意見が言いやすいように進めてくださったので、本当に安心して参加できると思います。本当ぜひ参加してほしいです。

司会者： ありがとうございます。

では、4番の方、お願いします。

裁判員経験者4： そうですね。僕もこんなふうに、正直自分には関係ない話や

など思ってたことが、こうやって自分も選ばれて、参加できたっていうので、これは本当にやっぱり参加したことによって結構見方も何かいろいろと変わってきたりとか、いい経験には絶対になってるので。また、何か1回やったから、もうならへんよっていう何かそういうわけではなく、1年たったら、また選ばれるんですけどか。この名簿には、また載るっていうふうには話を聞いたり。御縁があれば、またやりたいなと思ってます。

司会者： そのときは、またよろしく願いいたします。

裁判員経験者4： お願いします。

司会者： では、5番の方、お願いします。

裁判員経験者5： 私も皆さんと同じで、裁判員に選ばれたら、ぜひ参加してほしいなって思ってます。うれしかった反面、不安もあったんですけど、1人じゃないし、裁判員の方たちとも、ちょっとつながりもできましたし、楽しかったので、ぜひぜひ参加してほしいなと思います。

司会者： ありがとうございます。

では、ここで今日御出席いただきました裁判官、検察官、弁護士からも一言感想等をいただきたいと思います。

では、荒井裁判官、どうぞ。

荒井裁判官： 本日は、貴重なコメントをたくさんいただきまして、ありがとうございます。評議の後でアンケートの回答をいただいておりますね。審理のことや、あるいは、その他についての御意見、御感想もいただいておりますけれども、時間がたって改めて振り返っていただいている御意見、御感想というのは、非常に貴重なことだなというふうに本日も感じました。特に裁判員として皆さん御参加いただくに当たって、皆様の意欲であったりとか、御家族、あるいは、会社等の周囲の方の御理解、後押しといったもの、そういったものによって、お一人お一人の御出席というのも支えられてるんだなということを改めて実感しました。そういったところについて、いや、裁判員制度、まあ今のお話を聞いている範囲では、聞いたことがありますよという話で、ぜひできたら

いいよという話多かったんですが、これが、いや、そういう制度だったって知らなかったよっていうことにならないようにですね、いろいろしっかり頑張っていきたいなというふうに思いました。

どうも本日は、ありがとうございました。

司会者： では、丹原検察官，どうぞ。

丹原検察官： 本日は，本当に貴重な御意見等いただいて，ありがとうございました。スケジュール感等については，今後やっぱり裁判員裁判で，検察官としても，スケジュールを調整していく上では非常に参考にさせていただきますし，特に今回の話に関しては，検察官作成の冒頭陳述とかについても，意見をいただいて，やはり裁判に臨むに当たって，参考になる貴重な意見をいただきましたので，今後，持ち帰って裁判員の方に分かりやすい立証をという上で，今後の検察官の立証活動に生かしていただきたいなと思っております。

あとは，今後の裁判員裁判で，皆さんに裁判員により負担なく参加していただくっていうところについては，裁判員に選ばれたっていうことを周りに伝えるっていうこと自体，なかなか抵抗があることなのかなと思いますし，片や，外部の人も，えっ，裁判員に選ばれたの，どうだった，どうだったっていうふうに，何か根掘り葉掘り聞かれると，皆さん，抵抗を持たれるところなのかなと思いますので，裁判員に選ばれた御経験がある方が，意見交換会や別の機会ですら非常に良かったよというふうな形で発信していただくと，それで周囲の目というのも変わってくるものになると思いますので，今後も，こういう意見交換の機会等を設けていただければなと思います。

私のほうからは以上です。

司会者： では，安田弁護士，お願いします。

安田弁護士： 本日は貴重な御意見を聞かせていただいて，ありがとうございました。今日いただいた御意見で，弁護人として対応すべき点に関しては，まずはその裁判員制度，裁判員の手続で，弁護人の立証主張，立証活動を分かりやすくするっていうことが，まず努力すべき点ではあるとは思っています。やっぱ

りこうやって裁判員裁判っていうのは、国民の方がたくさん関心を持っていただいて、多くの方が参加して、参加を前向きに考えていただくことが大事だと思いますので、弁護士会としても、そのあたりも含めて考えたいと思います。

以上です。

司会者： ありがとうございます。

では、本日は本当にたくさんの御意見、貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。では、これで終了させていただきたいと思いますが、今日、いただきましたたくさんの御意見は、いずれも参考になる話ばかりでしたので、皆様から非常にいい体験になったというような御意見もいただきましたけれども、私どもも、ますますこの制度をもっといいものにしたいというふうに頑張っていきたいと思います。

本日は、本当にありがとうございました。

以 上